

Accurio 変形矯正システム 適正使用指針

(2022年1月 理事会承認)

1. 適応基準 (以下のすべてに該当すること)
 - ① 骨折変形癒合、早期骨端線閉鎖などの成長障害、先天奇形、骨・軟骨腫瘍、などに伴う前腕骨・上腕骨の変形であること
 - ② 隣接関節の疼痛、可動域制限、不安定性などの機能障害、あるいは外観の変形により社会生活に支障をきたしていること
 - ③ 従来の矯正骨切り術では十分な矯正が期待できないこと
(前腕骨幹部骨折変形癒合、成人内反肘、 30° 以上の角度変形、3次元的に複雑な変形、従来の骨接合材料では適合不良が見込まれる変形、など)

2. 除外基準 (以下のいずれかに該当する場合は除外)
 - ① 単純な骨切り (短縮骨切りなど)
 - ② 成長終了前でインプラントが骨成長を障害する恐れのある場合
 - ③ 手術対象部位に感染症がある、もしくは潜在的感染の疑いがある患者
 - ④ 精神・神経疾患を有し、医師の指導を守れないと考えられる患者
 - ⑤ 医師の指導による後療法が実施できないと考えられる患者
 - ⑥ 骨量が極めて少なく強固な固定が見込めない患者

3. 実施者および施設基準 (以下のすべてに該当すること)
 - ① 日本手外科手外科専門医あるいは整形外科専門医
 - ② 上肢の骨・関節疾患に対する標準的な手術経験があるもの
 - ③ 本手術に関する手術手技講習会もしくは e-learning を受講したもの
 - ④ 日本手外科学会あるいは日本整形外科学会の専門研修施設